

西入間広域危険物防火安全協会表彰内規

制定	昭和 53 年 7 月 19 日	
改正	昭和 56 年 6 月 9 日	平成 17 年 4 月 19 日
	平成 18 年 4 月 25 日	

(趣旨)

第 1 条 この内規は、西入間広域危険物防火安全協会会則第 4 条第 8 号の規定に基づき、会員（法人にあっては従業員も含む。）に対する表彰について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号により行うものとする。

- (1) 危険物の製造所等で設備等の維持管理並びに危険物の保安管理等が優秀で他の模範となる事業所
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置、施設の維持管理が優秀で他の模範となる事業所
- (3) 危険物取扱者又は防火管理者並びに防火対象物点検資格者として、成績優秀で他の模範となるもの
- (4) 本協会の育成発展に貢献し、功労のあったもの又は事業所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、危険物の取扱い又は防火に関して他の模範となるもの

(表彰の種類等)

第 3 条 前条の表彰の種類は表彰状又は感謝状とし、公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会の表彰を以って代えることができ、記念品を付与することができる。

(表彰者の具申)

第 4 条 第 2 条各号に該当する表彰者の推薦は、各理事の具申により理事会の承認を受けて会長が行う。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は原則として、総会において行うものとする。

附則(昭和 5 3 年 7 月 1 9 日)

この内規は、昭和 5 3 年 7 月 1 9 日から施行する。

附則(昭和 5 6 年 6 月 9 日)

この内規は、議決の日から施行し、昭和 5 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 1 7 年 4 月 1 9 日)

この内規は、議決の日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 1 8 年 4 月 2 5 日)

この内規は、議決の日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。